

20 宮城県中小企業団体中央会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号			代表者	会長 佐藤 勲三郎			
電話	022-222-5560	ファックス	022-222-5557	ホームページ	http://www.chuokai-miyagi.or.jp			
設立	昭和30年11月24日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 商工金融課			
出資等の状況	第1位	- (-)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		千円		千円		千円		千円
設立目的(定款等)	県内において中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づいて設立された組合並びにその他の中小企業連携組織の育成のために必要な事業を行い、もって組合等の健全な発展と中小企業の振興を図ることを目的とする。						出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	中小企業連携組織対策事業	24,069	26,761	25,497	中小企業組合等連携組織支援に係る運営相談、調査研究、人材育成、情報提供等の各種事業
	全体事業に占める割合	18.9%	20.5%	27.7%	
事業2	受託事業等	89,028	90,828	57,718	商店街近代化・ものづくり支援・消費税転嫁対策・外国人技能実習生指導適正化 各事業等
	全体事業に占める割合	69.9%	69.7%	62.7%	
事業3	小企業者組織化指導事業	462	241	441	小企業者及び小企業者組合に対する共同事業の活性化、組織運営の適正化に係る支援事業
	全体事業に占める割合	0.4%	0.2%	0.5%	
その他の事業	育成団体等助成、総合保障共済事業等	13,746	12,403	8,335	育成団体等への助成、共済制度普及促進事業等
	全体事業に占める割合	10.8%	9.5%	9.1%	
全体事業費		127,305	130,233	91,991	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
行政、各経済活動支援団体等との協働を図り、引き続き中小企業の連携・組織化支援に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策及び企業が直面している多岐にわたる戦略課題に機動的に対応し、中小企業組合等の支援に不断に取り組む。また、東日本大震災からの地域経済の復興・発展をけん引する中小企業活動を今後とも全力で支援していく。	中小企業が、東日本大震災による被災や経営環境の変化に対応し、その経営基盤を強化していくためには、組織化による事業活動が有効な手段となる。このことから、中央会において、中小企業の組織化を促進し、その共同事業の推進や運営支援を積極的に展開していくとともに、被災及び新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業組合等に対するきめ細やかな支援を継続していくことが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
正副会長会議、理事会にて事業運営、財務内容等について評価・検討した。(正副会長会議4回、理事会4回) 組合設立(8件)及び会員組合の監査指導(75件)、現場指導(1,606件)、所内相談(6,122件)を実施した。 組合等が抱える運営上の問題等に対して、専門家を派遣し、指導・助言(66件)を行った。 業界の現状把握と要望を取りまとめるために、地区別に移動中央会(3回)を開催した他、新型コロナウイルス感染症対策支援の一環として個別相談(3回)を開催した。	団体が作成した基本計画(3か年)の最終年度として、継続して組合の運営適正化と地域連携による活性化の推進を図り、組合ニーズに基づいた中小企業向けの研修、講習会を実施していること、新型コロナウイルスの多大な影響を受けた会員組合及び令和3年2月の福島県沖地震で被災した会員組合等に対して丁寧な実施した相談及び支援対応について評価できる。 今後は、令和3年度が初年度となる新たな3ヶ年計画について、着実に実施するとともに、ウイルスコロナ・アフターコロナを見据えて会員組合を支援していくことが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	まん延防止策として作成した新型コロナウイルス感染症対策マニュアルをもとに、感染症へのリスクマネジメントに対応したBCPについて策定中である。 緊急時に備え、テレワークシステムを導入した。 新3か年計画の策定に取り組み、新たな基本理念と、4つの行動指針を決定した。	新型コロナウイルス感染対策を踏まえて改定中のBCPについて早期に策定し、訓練の実施等により実効性を高めることを検討されたい。 テレワークシステム(機器)の導入については、その積極的な活用が望まれる。 新3か年計画にて決定された基本理念と行動指針を踏まえ、着実な実行に向けた具体的な手法を検討していくことが望まれる。	A
ロ 財務の健全性 ※1	公認会計士による指導を適宜受け、最も資金繰りに影響が大である消費税納税額の誤差を最小限にするなど、予算管理を強化した。 新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置により、賦課金を減免したため自主財源は減少したが、共済制度普及促進事業においては、職員教育を充実させ、会員の加入促進等を図り、財源確保に努めた。	公認会計士の指導による財務の健全な運用及び適切な予算管理に取り組んでいることについては評価できる。 コロナ禍を踏まえた組合賦課金減免による自主財源の減少についてはやむを得ない一方、共済制度への加入促進などによる自主財源の確保に努めているが、今後も新型コロナウイルスの影響による自主財源減少の継続が見込まれることから、適正な財務管理について指導を行っていく。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	今後は、新3か年計画に基づき、更なる支援体制の強化と実施事業の充実を図る。また、中小企業の組織化を推進し、会員の加入促進及び共済制度の普及拡大を図り、自主財源の確保と計画的な人材教育を実施し、組織体制の強化と経営基盤強化に努める。	引き続き、新型コロナウイルスの影響による賦課金収入減少による自主財源の低下が見込まれるため、より効果的・効率的な事業の運営と適切な財務管理に努められたい。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	193,148	203,105	195,881	△ 7,224
	流動資産	193,148	203,105	195,881	△ 7,224
	固定資産	0	0	0	0
	うち有形固定資産	0	0	0	0
	負債合計	175,054	186,449	178,594	△ 7,855
	流動負債	175,054	186,449	178,594	△ 7,855
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産	18,094	16,656	17,287	631
資本金	0	0	0	0	
利益剰余金	18,094	16,656	17,287	631	
収支計算書	事業収入	330,150	327,834	276,320	△ 51,514
	事業外収入	3,080	3,225	9,063	5,838
	収入計	333,230	331,059	285,383	△ 45,676
	事業費	294,964	291,902	249,997	△ 41,905
	管理費	25,589	28,763	24,947	△ 3,816
	事業外支出	10,786	10,333	9,807	△ 526
	支出計	331,339	330,998	284,751	△ 46,247
	当期収支差額	1,891	61	632	571
県の財政的関与	補助金	157,277	155,779	150,184	△ 5,595
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	157,277	155,779	150,184	△ 5,595
	総収入 ※3	333,230	331,059	285,383	△ 45,676
	総収入に対する補助金等割合	47.2%	47.1%	52.6%	
	単年度貸付額	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=売上高+営業外収益+特別利益【損益計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
自己資本比率	純資産合計(株主資本)÷資産合計(総資産)×100	9.4%	8.2%	8.8%	0.6%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	110.3%	108.9%	109.7%	0.8%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	経常利益÷売上高×100	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%
販売管理費比率	販売費及び一般管理費÷売上高×100	7.7%	8.7%	8.7%	0.0%

6 組織・従業員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤従業員の状況			
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員			
	非常勤 (うち県OB)	37 (0)	38 (0)	37 (0)	平均年齢	1名のため非公開		
職員	常勤職員 (※4)	23	23	24	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開		
	プロパー職員	23	23	24				
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)			
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	42.0		
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開		
上記以外の職員(※5)	13	8	9					
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

20 宮城県中小企業団体中央会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
まん延防止策として作成した新型コロナウイルス感染症対策マニュアルをもとに、感染症へのリスクマネジメントに対応したBCPについて策定中である。 緊急時に備え、テレワークシステムを導入した。新3カ年計画の策定に取り組み、新たな基本理念と、4つの行動指針を決定した。	新型コロナウイルス感染対策を踏まえて改定中のBCPについて早期に策定し、訓練の実施等により実効性を高めることを検討されたい。 テレワークシステム（機器）の導入については、その積極的な活用が望まれる。 新3カ年計画にて決定された基本理念と行動指針を踏まえ、着実な実行に向けた具体的な手法を検討していくことが望まれる。	A

＜参考指標＞
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

20 宮城県中小企業団体中央会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価			
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0		
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1		
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2		
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3		
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4		
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0		4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1		
			③当期のみ増加又は黒字	2		
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3		
			⑤3期連続増加又は黒字	4		
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0	
			②正味財産比率が30%以上	2		
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0		
			②自己資本比率が30%以上	2		
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1	
			②当期100%以上	1		

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>公認会計士による指導を適宜受け、最も資金繰りに影響が大である消費税納税額の誤差を最小限にするなど、予算管理を強化した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置により、賦課金を減免したため自主財源は減少したが、共済制度普及促進事業においては、職員教育を充実させ、会員の加入促進等を図り、財源確保に努めた。</p>	<p>公認会計士の指導による財務の健全な運用及び適切な予算管理に取り組んでいることについては評価できる。</p> <p>コロナ禍を踏まえた組合賦課金減免による自主財源の減少についてはやむを得ない一方、共済制度への加入促進などによる自主財源の確保に努めているが、今後も新型コロナウイルスの影響による自主財源減少の継続が見込まれることから、適正な財務管理について指導を行っていく。</p>	B

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A (概ね良好)
 7～10点の場合：B (改善の余地あり)
 3～6点の場合：C (改善措置が必要)
 0～2点の場合：D (大いに改善措置が必要)